

戸塚区連合町内会自治会連絡会1月定例会 議 題 説 明 書

福祉保健課

議題名： とつかハートプラン補助金の募集について

【内容】

令和2年度 とつかハートプラン補助金の募集を行います。
新規または拡充する事業が対象となりますので、活用をご検討ください。

【例年あげている議題か？】

平成28年度より募集、お知らせしており、今回は次年度分の募集のお知らせとなります。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

対象となる事業を検討されている場合は、担当までご相談ください。(2月3日(月)より相談開始)

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 福祉保健課

担当者名 上田・谷口・田島
・宮内・粂田

TEL. 866-8424 FAX. 865-3963

とつかハートプラン応援事業（区役所版）

～とつかを **こころん** でいっぱいになろう～



とつかハートプラン補助金

もっともっと素敵な戸塚を目指して、
地域活動を応援する制度です。



とつかハートプラン
マスコット こころん

なにか活動を始めたい、活動のステップアップをしたい…
まずはそんな**ご相談**をお待ちしています！

☆申請方法☆

事前相談の上、申請書類一式を下記提出先までご提出ください。

【事前相談開始日】

令和2年2月3日（月）

【申請書類受付期間】

令和2年3月2日（月）～令和2年4月30日（木）

【受付時間】

午前8時45分～午後5時（土日・祝日を除く）

※本応募要項などは、戸塚区役所6階61番窓口（福祉保健課）、フレンズ戸塚（戸塚区社会福祉協議会）、戸塚区内地域ケアプラザ、戸塚区ホームページなどで、2月3日（月）から入手できます。

【書類提出先】

戸塚区役所福祉保健課（6階61番窓口）へ書面により提出（郵送・Eメール不可）

- 補助金額は10万円が限度
- 補助対象経費の5分の4まで補助
- とつかハートプランの推進を
目的とする事業
- 新規や拡充する事業

まずは
ご相談
ください!!

【事前相談・問い合わせ先】

戸塚区福祉保健課 事業企画担当

電話：045-866-8424

FAX：045-865-3963

メール：to-tihukuho@city.yokohama.jp



戸塚区のマスコット
ウナシー

【とつかハートプラン補助金の概要】

○対象となる団体の条件

活動の拠点が区内であること、団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内在住・在勤・在学であること、自主的な活動を行うことを目指す団体であることなど

○対象となる事業内容

とつかハートプランの推進を目的とし、その普及啓発に協力する事業で以下の内容を満たすもの

- ・新たに取り組む事業、または既存事業の内容を拡充する事業
- ・連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアから戸塚区全域までを対象とする事業

ただし、より小さなエリアで活動することが有効だと認められる事業は、申請することが可能

○対象とならない事業

主たる対象が区民でない、主たる実施場所が区内でない、当該年度中に完了しない、補助金の交付を受けずとも実施可能である、特定の個人や団体のみを対象としている、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体(社会福祉協議会等)等から補助・助成等の資金援助を受けているなど

○補助対象となる主な経費

外部講師への謝金、会場使用料、事業実施に必要な消耗品費など

○補助金額等

- ・1団体あたり100,000円を限度とし、補助対象経費の5分の4以内
- ・1団体につき1年度に1回、1事業につき通算3回まで

○審査方法

申請書類を受理した後、ヒアリングを実施します。

その後、区役所内部で検討会を開催し、補助金の交付決定を行います。

【基本の流れ】

まずはご相談を!!

相談・
申請書提出

ヒアリング

審査・
交付決定

報告書・
請求書提出

【注意事項】

- ・本補助金事業の実施は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることを条件とします。
- ・まずは応募要項をお読みいただいた上で、お電話ください。窓口にて相談を受け付けます。
※担当が不在の日もあるので、必ず事前にご連絡ください。
- ・事業に係るすべての支出の領収書等の提出が必要です。
- ・本補助金は第3期とつかハートプラン(平成28年度～令和2年度)における取組として実施しています。

とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)について

もっともっと素敵な戸塚を目指し、みんなで取り組む計画です。地域の皆様、区役所、区社協、地域ケアプラザなどの協働により、共に支えあい、助けあう地域社会の実現を目指します。

基本理念

誰もが安心して心豊かに
暮らすことのできる地域社会の実現

基本理念の
実現に向けた
基本目標

支えあいと
助けあいの
あるまち

みんなが
ふれあう場の
あるまち

安心・安全、
人にやさしい
まち

いつまでも
元気で健やかに
暮らせるまち

すべての基本目標(全般)に係る取組

